

指定居宅介護支援事業所 陽だまりの家 運営規程

(事業目的)

第1条 株式会社フォーユーが開設する「居宅介護支援事業所 陽だまりの家」(以下「事業所」いう。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の居宅介護支援専門員の修了者(以下「居宅介護専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営目的)

第2条 指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、要介護者等が保険・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業所との連絡調整、介護保険施設の紹介、その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名所等)

第3条 事業を行う名所及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 陽だまりの家
- (2) 所在地 静岡市葵区上伝馬 32 番 9 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1人以上(常勤 1名以上 非常勤 0名以上)
介護支援専門員は、居宅介護支援の利用申し込みに対する調整、居宅介護支援計画の作成を行う。(常勤週32時間の勤務時間に対し担当利用者数の上限を一人当たり40名と定め、非常勤の担当者数は週の勤務時間を常勤換算した数値により調整を行うものとする。)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8:30から午後5:30までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(注：厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に展示すること。)

- (1) 要介護認定等の申請代行
- (2) 居宅サービス計画の作成

- (3) 居宅サービス計画作成後の管理
(モニタリングのための居宅訪問、居宅サービス計画の変更等)
- (4) サービス事業者との連絡調整
- (5) 介護保険施設等への紹介

(通常事業の実施地域)

第7条 通常事業の実施地域は、静岡市葵区・駿河区（井川・梅ヶ島・清沢・大川地域及び旧清水市を除く）とする。

なお、通常事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。交通費は通常実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円とし、支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時の対応方法)

第8条 居宅介護専門員等は、居宅介護支援の提供中に利用者の様態の変化、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(虐待防止)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。また措置を適切に実施するため担当者を配置する。

(苦情処理)

第10条 事業所は、利用者またはその家族から事業者が提供する居宅介護支援に関する苦情があった場合の対応として、苦情相談担当窓口を設けるものとする。事業所は、苦情が申し立てられた場合は、迅速且つ適切に対応するとともに必要な処置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第11条
1. 事業所は、居宅介護専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 2. 従業員は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。
 3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業員の雇用契約の内容とする。
 4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社フォーユーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。